介護支援専門員として業務をおこなうために

～最低限押さえておきたい介護保険関係法令～

介護支援専門員として、最低限理解しなければいけない法令をまとめてあります。

介護支援専門員として業務を行うのであれば、きちんと理解しておきましょう！！

わからないことがあれば、確認する習慣をつけましょう。

介護支援専門員として最低限理解すべき法令です

**【介護保険法】**

**（目的）**

1. この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

**（介護保険）**

**第二条** 　介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

**２** 　前項の保険給付は、要介護状態又は要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、**医療との連携に十分配慮して行われなければならない。**

**３** 　第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、**多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。**

**４** 　第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

**（定義）**

**第七条** 　この法律において「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要介護状態区分」という。）のいずれかに該当するもの（要支援状態に該当するものを除く。）をいう。

**２** 　この法律において「要支援状態」とは、身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。

**３** 　この法律において「要介護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

**一** 　要介護状態にある六十五歳以上の者

**二** 　要介護状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの（以下「特定疾病」という。）によって生じたものであるもの

**４** 　この法律において「要支援者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

**一** 　要支援状態にある六十五歳以上の者

**二** 　要支援状態にある四十歳以上六十五歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるもの

**５** 　**この法律において「介護支援専門員」とは、**要介護者又は要支援者(以下「要介護者等」という。)からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は特定介護予防・日常生活支援総合事業(第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業、同号ロに規定する第一号通所事業又は同号ハに規定する第一号生活支援事業をいう。以下同じ。)を利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、地域密着型サービス事業を行う者、介護保険施設、介護予防サービス事業を行う者、地域密着型介護予防サービス事業を行う者、特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして**第六十九条の七第一項の介護支援専門員証の交付を受けたものをいう。**

有効な介護支援専門員証の交付を受けていなければ、介護支援専門員と名のったり、介護支援専門員の業務を行うことはできません！

**（介護支援専門員の登録）**

**第六十九条の二** 　厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であって、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

**一** 　心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

**二** 　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

**三** 　この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

**四** 　登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者

**五** 　第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者

**六** 　第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者

**七** 　第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る[行政手続法](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%8d%73%90%ad%8e%e8%91%b1%96%40&ANCHOR_F=&ANCHOR_T=) （平成五年法律第八十八号）[第十五条](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8c%dc%96%40%94%aa%94%aa&REF_NAME=%91%e6%8f%5c%8c%dc%8f%f0&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000001500000000000000000000000000000)の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

**２** 　前項の登録は、都道府県知事が、介護支援専門員資格登録簿に氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項並びに登録番号及び登録年月日を登載してするものとする。

**（登録事項の変更の届出）**

**第六十九条の四** 　第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、**当該登録に係る氏名その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。**

氏名・住所に変更があった場合は、速やかに東京都（登録地）に変更届を提出する必要があります（介護保険法施行規則第113条の12）。届出がされていないと、大事なお知らせ（更新の手続き等）が届かないことがあります。

届出様式に関しては、東京都福祉保健局のホームページに掲載されています。

**（介護支援専門員証の交付等）**

**第六十九条の七** 　第六十九条の二第一項の登録を受けている者は、都道府県知事に対し、介護支援専門員証の交付を申請することができる。

**２** 　介護支援専門員証の交付を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を受けなければならない。ただし、第六十九条の二第一項の登録を受けた日から厚生労働省令で定める期間以内に介護支援専門員証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

**３** 　**介護支援専門員証（第五項の規定により交付された介護支援専門員証を除く。）の有効期間は、五年とする。**

有効期間は5年です。有効期間内に研修を受けた上で、更新の手続きをしないと介護支援専門員証は失効します。

**４** 　介護支援専門員証が交付された後第六十九条の三の規定により登録の移転があったときは、当該介護支援専門員証は、その効力を失う。

**５** 　前項に規定する場合において、登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があったときは、当該申請を受けた都道府県知事は、同項の介護支援専門員証の有効期間が経過するまでの期間を有効期間とする介護支援専門員証を交付しなければならない。

**６** 　介護支援専門員は、第六十九条の二第一項の登録が消除されたとき、又は介護支援専門員証が効力を失ったときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

**７** 　介護支援専門員は、第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受けたときは、速やかに、介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

**８** 　前項の規定により介護支援専門員証の提出を受けた都道府県知事は、同項の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があったときは、直ちに、当該介護支援専門員証を返還しなければならない。

研修を受けただけでは、更新はできません。更新の申請を行って初めて更新の手続きが行われます。東京都では、原則有効期間満了日の属する月の3ヶ月前にご自宅に更新の申請書をお送りしています。

**（介護支援専門員証の有効期間の更新）**

**第六十九条の八** 　**介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新する。**

**２** 　介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「更新研修」という。）を受けなければならない。ただし、現に介護支援専門員の業務に従事しており、かつ、更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程を修了した者については、この限りでない。

**３** 　前条第三項の規定は、更新後の介護支援専門員証の有効期間について準用する。

**（介護支援専門員証の提示）**

**利用者、家族、区市町村職員等から請求があった場合、職員証や名刺ではなく、介護支援専門員証を提示しなければいけないので、必ず介護支援専門員証は携行しましょう。**

**第六十九条の九** 　介護支援専門員は、その業務を行うに当たり、**関係者から請求があったときは、介護支援専門員証を提示しなければならない。**

**【介護保険法施行規則】**

（登録の変更の届出事項）

**第百十三条の十二** 　法第六十九条の四 の厚生労働省令で定める事項は、住所とする。

（[法第六十九条の七第二項](#b) の厚生労働省令で定める期間）

**第百十三条の十七** 　[法第六十九条の七第二項](http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxrefer.cgi?H_FILE=%95%bd%8b%e3%96%40%88%ea%93%f1%8e%4f&REF_NAME=%96%40%91%e6%98%5a%8f%5c%8b%e3%8f%f0%82%cc%8e%b5%91%e6%93%f1%8d%80&ANCHOR_F=1000000000000000000000000000000000000000000000006900700000002000000000000000000&ANCHOR_T=1000000000000000000000000000000000000000000000006900700000002000000000000000000#1000000000000000000000000000000000000000000000006900700000002000000000000000000) の厚生労働省令で定める期間は、五年とする。

（介護支援専門員証の書換え交付）

**第百十三条の二十三** 　介護支援専門員は、その氏名を変更したときは、[法第六十九条の四](#a) の規定による変更の届出とあわせて、介護支援専門員証の書換え交付を申請しなければならない。

**２** 　前項の規定による書換え交付の申請は、写真を添付した申請書により行うものとする。

**３** 　介護支援専門員証の書換え交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

（登録の移転に伴う介護支援専門員証の交付）

**第百十三条の二十四** 　法第六十九条の三 の規定による登録の移転の申請とともに介護支援専門員証の交付の申請があった場合における介護支援専門員証の交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

（介護支援専門員証の再交付等）

**第百十三条の二十五** 　介護支援専門員は、介護支援専門員証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その交付を受けた都道府県知事に介護支援専門員証の再交付を申請することができる。

**２** 　前項の規定による再交付を申請しようとする者は、写真を添付した申請書を提出しなければならない。

**３** 　汚損又は破損を理由とする介護支援専門員証の再交付は、汚損し、又は破損した介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付して行うものとする。

**４** 　介護支援専門員は、介護支援専門員証の亡失によりその再交付を受けた後において、亡失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに、発見した介護支援専門員証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

**介護保険法第69条の８に規定されている介護支援専門員証の更新については、ここにも規定されています。重要なことなので、しっかり記憶しておきましょうね。**

**（介護支援専門員証の有効期間の更新）**

**第百十三条の二十六** 　**介護支援専門員証の有効期間の更新の申請は、新たな介護支援専門員証の交付を申請することにより行うものとする。**

**２** 　前項の新たな介護支援専門員証の交付は、当該介護支援専門員が現に有する介護支援専門員証と引換えに行うものとする。

**３** 　第百十三条の二十第一項及び第二項の規定は、第一項の交付申請について準用する。

**☆　介護支援専門員の研修**

**研修の年間計画や最新情報を以下のURLに掲載しています。**

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/care/kenshuujyouhou.html>

**研修体系**



※新たに主任介護支援専門員になるためには、上記研修と別に、主任介護支援専門員研修の受講が必要です。

　また、主任介護支援専門員の方が主任介護支援専門員更新研修（主任更新研修）を修了した場合、介護支援専門員証の更新に必要な研修が免除になります。（主任更新研修の修了により、主任資格と介護支援専門員証両方の更新が可能になります。）

* **更新手続き**

　東京都福祉保健財団で手続きを行っています。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shikaku/koushintetsuduki.html>